

公共の場における喫煙対策の基本方針について（案）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、国政や都政の場において受動喫煙対策に関する様々な議論が行われている。

本区においては、区有施設の受動喫煙対策として、各施設において全面禁煙や喫煙スペースの設置などの対応をしてきたところである。また、屋外における対策として、平成14年に全国に先駆けて罰則付きの路上禁煙を含む生活環境条例を制定し、平成26年には公園など特に必要がある公共の場所にも適用できるよう条例改正を行っており、区民の生活環境を守る上で大きな成果をあげている。しかしながら、民間の建物や敷地から喫煙場所が減少してきており、公園等に喫煙者が集中する状況が顕著になってきている。

これらのことから、公園を含めた受動喫煙対策について、区として明確な方針を打ち出し、実行していく必要があることから本基本方針を定めて取り組むものである。

1 基本方針

- ① 子どもや妊婦の利用が多い区立施設は、敷地内の建物内外を禁煙とする敷地内禁煙とする。

（保育園、こども園、児童・家庭支援センター、児童館、区立学校、保健所等）

- ② 上記以外の区立施設は、建物内禁煙とする（区営住宅等の居室、宿泊施設の客室は除く。）。

※ 建物内禁煙の施設において、敷地内に屋外喫煙所を設置する場合には、受動喫煙が防止可能な場所でなければならないものとする。

- ③ 保育園等の代替園庭になっている公園等は、速やかに禁煙化を進める。

2 建物内禁煙ができていない区立施設の禁煙化

現在、経過措置として建物内禁煙ではなく分煙対応をしている施設については、一定期間の周知をしたうえで、建物内禁煙を実施する。

(1) 対象施設

- 区役所本庁舎（1～10階） ○ 麴町出張所・区民館
○ 日比谷図書文化館 ○ 千代田万世会館

(2) スケジュール

- 方針決定 平成29年9月 ～ 平成29年10月
○ 事前周知 平成29年10月 ～ 平成29年11月
○ 喫煙室等の廃止 平成29年12月 ～

3 公園等の禁煙化

(1) 禁煙化の内容

- ① 公園等を生活環境条例の（路上）禁煙地区として指定する。
- ② 公園等の灰皿、屋外喫煙所を撤去する。なお、芳林公園の密閉型喫煙所については、当面、存置する。
- ③ 公園等に近隣喫煙所の案内員を配置する。
- ④ 指定後、一定の期間、過料徴収を猶予する。

(2) 禁煙化を進める公園等

保育園等の代替園庭になっている公園等の禁煙化を速やかに進める。

NO	名称	住所	面積(㎡)	喫煙所の状況	備考
1	東郷元帥記念公園	三番町18	7,119	灰皿設置	代替園庭、完全禁煙の方針決定
2	五番町児童遊園	五番町12先	2,271		代替園庭
3	俎橋児童遊園	九段北1-1-1	247	灰皿設置	保健所に近接
4	外濠公園	九段北4	900	フィールドアーチ(喫煙所・可動式パーテーション)設置	代替園庭
5	富士見児童公園	富士見1-1-16	623		代替園庭
6	堀留北児童遊園	飯田橋2-1-1	189		代替園庭
7	西神田公園	西神田2-3-11	2,084		代替園庭
8	神田児童公園	神田司町2-2	2,179		代替園庭
9	内神田尾島公園	内神田1-5-14	387		代替園庭
10	淡路公園	神田淡路町2-107	3,000	屋外喫煙所	代替園庭
11	宮本公園	外神田2-16-9	3,312	屋外喫煙所	代替園庭
12	芳林公園	外神田3-5-18	1,954	屋内喫煙所	代替園庭、屋内喫煙所を存置
13	錦華公園	猿楽町1-1-2	2,758		お茶の水幼稚園が所在
14	美倉橋東児童遊園	東神田2-8-16	163		代替園庭
15	佐久間公園	神田佐久間町3-21	1,050	屋外喫煙所	代替園庭
16	和泉公園	神田和泉町1番地300	4,608	屋外喫煙所	代替園庭

(3) 上記以外の公園等

上記以外の公園等については、個々の公園等の喫煙状況をよく見極めながら上記公園に準じて取り組むこととする。

(4) 喫煙場所の確保

屋内喫煙所設置助成制度を促進するとともに、民間活力を利用した喫煙トレーラーの設置等も検討する。

(5) スケジュール

- | | | | |
|------------|-----------|---|-----------|
| ○ 方針決定 | 平成29年 9 月 | ～ | 平成29年11月 |
| ○ 地域に対する説明 | 平成29年12月 | ～ | 平成30年 1 月 |
| ○ 意見公募 | 平成29年12月 | ～ | 平成30年 1 月 |
| ○ 事前周知 | 平成30年 3 月 | ～ | |
| ○ 条例に基づく告示 | 平成30年 4 月 | ～ | |
| ○ 罰則の運用開始 | 平成30年 5 月 | ～ | |